

1. 2012 年判決までの制度変遷

- ・連邦社会扶助法(1961年)による最低生活保障…滞在期間や滞在資格の有無・種類を問わず受給権を認める
⇒受給権が認められる給付の種類に限定がある・受給権の存在は出国措置を妨げるものではない
- ・1980年代初めに庇護申請数が急増…庇護申請者・非正規滞在者に対する給付の削減、新制度の創設
⇒庇護申請者給付法(1993年)：現物給付を原則とした、連邦社会扶助法に比して低廉な内容の給付
…「公的扶助給付がドイツへの入国・滞在のインセンティブとならないようにする」ことが目指された

2. 憲法による統制——2012 年判決

- ・連邦憲法裁判所 2012 年 7 月 18 日判決「人間の尊厳は、移民政策的に相対化されてはならない」
…庇護申請者給付法による給付の内容が、基本法第 1 条第 1 項(人間の尊厳原理)および第 20 条第 1 項(社会国家原理)に基礎を有する「人間に値する最低生活保障を求める基本権」に反し違憲であるとした
- ・司法審査においては、金額そのものではなく、算定の根拠や過程に説得力があるかどうか問われる

ポイント①ドイツ人と、ドイツに滞在するあらゆる外国人に上記基本権が「ひとしく」認められる

…滞在の正規・非正規や、滞在資格の如何は問わない；「あらゆる人間」への保障

ポイント②給付内容の決定の際には、最低生活にかかる「需要」を満たしているかどうかだけが問題

…「ドイツ滞在のインセンティブを削ぐ」ために給付を「最低生活」以下に低めることは許されない

3. 2012 年判決の射程と課題

(1)「最低生活」の内容…「需要」の差異として説明できる限り、典型的な給付内容の差異は問題にならない

- ・庇護申請者給付法と一般公的扶助法の差異：給付の種類(範囲)・形式・医療扶助/ウクライナ避難民の取扱い

(2)制裁的減額の可能性…「需要」以外の要因による減額の可能性がある

- ・連邦憲法裁判所 2019 年 11 月 5 日判決で、労働忌避者に対する給付の減額の制裁が(一部)合憲とされた
…「補足性原理」は上記基本権と矛盾しない；要扶助性の克服のための自助努力を受給者に求めることができる
…庇護申請者給付法には、庇護手続における協力義務違反者や「送還忌避者」への制裁的減額が定められている

(3)外国人の要扶助性がその後の滞在に不利に影響しても「生存権」違反にならない

- ・「自力での生計確保」は入国や滞在の一般的かつ原則的の要件⇔もっとも、様々な事情により相対化される
- ・最低生活を保障する国家の義務と、外国人に課された(または今後課されうる)出国義務とは別問題
⇒「生存権」は、非正規滞在者に対しても最低生活を保障するよう国家に義務付けるが、「自力での生計確保」ができない外国人に引き続き滞在を認めることまでは義務付けない；他の規範による出入国管理の枠付け

4. 結論；日本への示唆

- ・普遍的な視座；尊厳ある「人間」として扱うこと…「最低生活」は、国籍や入管法上の地位にかかわらずすべての人間に保障されるべき；受給権の保障、給付内容のみならず、入管施設内での処遇の再検討を迫る
- ・典型的給付の内容の違いは、「需要」に基づく給付の差異として説明可能でなければならない
…生活保護と「保護費」のカバーする範囲と額の差を、「需要」の観点から分析する必要
※外国人にとっての「補足性」とは何か？「出国」や「帰国」も「自助努力」のうち？
- ・出入国管理制度と最低生活保障を「切り離して」考える⇒入管関連の行政裁量の司法的統制も課題となる